

「博物館資料の収集及び管理の方針」を策定するにあたっての基本的な考え方

館種

総合、科学、歴史、美術、野外、動物園、植物園、動植物園、水族館等

収集対象

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等）

設置者

国、独立行政法人、都道府県、市町村、財団法人、国立大学法人、学校法人、株式会社等

今回議論するのは ▶▶▶ **共通事項**

検討項目

- ・「収集の方針」に関する基本的な考え方
- ・「管理の方針」に関する基本的な考え方
- ・博物館資料の保存・修復・保護
- ・コレクションへのアクセス整備
- ・コレクションの充実に関する考え方

博物館法施行規則 第19条第2号

基本的運営方針に基づく**博物館資料の収集及び管理の方針**を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第6条第2項

博物館は、当該博物館における**博物館資料の収集及び管理の方針**の策定に当たっては、基本的運営方針を踏まえ、資料に係る学術研究の状況、資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。